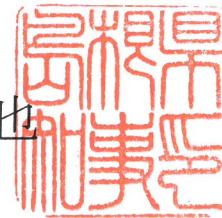


土総 第38号の63
令和 2年 8月 3日

(株) 真幸土木

代表取締役
片寄 敏朗 様島根県知事 丸 山 達 也
(土木部土木総務課)
特定建設業の許可について(通知)

令和 2年 6月 30日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 島根県知事 許可(特一2) 第 2749号

許可の有効期間 令和 2年 8月 4日から 令和 7年 8月 3日まで

建設業の種類

土木工事業

とび・土工工事業

舗装工事業

水道施設工事業

解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限; 令和 7年 7月 4日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)